

墨田区立吾嬬第二中学校

令和8年度 いじめ対策基本方針

1 いじめ問題への基本的な考え方

「いじめ」とは本校に在籍している生徒と一定の関係のある者が行う心理又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、対象の生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。いじめは決して許されない行為であり、生徒の人格形成や人権尊重の精神を育む上で見逃すことのできない重要な問題である。学校が行ういじめの防止のための対策は、いじめが全ての生徒に関係する問題であることから、生徒が安心して学習その他の活動に取り組む事ができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨とする。

2 学校及び教職員の責務

本校及び本校の教職員は、前項の基本的な考え方に則り、本校に在籍する生徒の保護者、地域住民、墨田区教育委員会、児童相談所、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する生徒がいじめの被害を受けている、もしくは加害を加えていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務がある。また、いじめに発展する可能性のある軽微なトラブルでも、情報共有し管理職への報告を怠らぬよう、組織的に対応する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

① 設置の目的

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校内にいじめ対策委員会を設置する。

② 所掌事項

ア いじめの早期発見を始め、実態把握に関すること。

イ いじめ防止等に関する対策の立案に関すること。

ウ いじめの事案の対応に関すること。

③ 会議

週1回のいじめ対策委員会において情報共有を行う。いじめの事案により、適時に開催する。

④ 委員構成

管理職、生活指導主任、分掌主任、学年主任、スクールカウンセラー

必要に応じて、学年主任、学級担任、養護教諭、部活動顧問等

(2) 学校サポートチーム

① 設置の目的

いじめの事案により、校外関係機関と連携したいじめ防止サポートチームを設置する。

② 所掌事項

いじめの事案の対応に関すること。

③ 会議

いじめの事案により緊急に開催する。

④ 委員構成

管理職、生活指導主任、分掌主任、学年主任、養護教諭、学校運営連絡協議会

必要に応じて、学年主任、学級担任、部活動顧問、スクールカウンセラー、地域関係者等

但し、地域関係者はいじめの事案の内容により、校長が選考して依頼する。

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

生徒の豊かな情操と、道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、豊かな人間性の育成する心の教育の更なる充実を目指し、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

【具体的な取組】

- ① 特別の教科 道徳、学級活動等の特別活動や総合的な学習の時間等における「いじめ防止授業」（年3回以上）、セーフティ教室にて SNS の扱い方の学習の実施
- ② いじめ防止に関わる校内研修（年3回以上）
- ③ 道徳授業地区公開講座の実施に伴う道徳教育の充実
- ④ 学校行事を通した「かけがえのない仲間づくり」の推進（通年）
- ⑤ キャリア教育を通した体験活動の推進（職場体験・上級学校訪問等）
- ⑥ 生徒会活動による「いじめ防止等の活動」の推進（通年）
- ⑦ PTA、地域への啓発活動の実施（通年）
- ⑧ 人権教育の推進で自尊感情及び他者を認める力を高める

(2) 早期発見のための取組

いじめを早期に発見するために、毎週の生活指導連絡会において各学年からの状況報告を実施するほか、生徒に対して定期的な調査、その他の必要な措置を行う。

① 定期的な実態調査

- ア 生活アンケートの実施（年3回以上）
- イ 質問紙(アイ・チェック)の活用（年2回）
- ウ スクールカウンセラーによる第1学年生徒全員面接の実施（入学時から夏季休業日前まで）
- エ 教育相談等を活用した聞き取り調査（通年）
- オ 生徒の健康管理システム（シャボテンログ）による生徒の心身の状況把握（通年）

② いじめに関わる相談体制の整備

- ア スクールカウンセラーの活用
- イ 関係相談機関や主任児童委員、子育て支援総合センター、スクールソーシャルワーカー（SSW）民生・児童委員、保護司、警察署などとの連携
- ウ 区や都のいじめ相談の窓口等の周知
- エ STAND BY 等の SNS 相談窓口の周知徹底

(3) 早期対応のための取組

- ① いじめに関わる相談や通報を受けた場合、速やかに事実の有無の確認を行う。
- ② いじめを把握した場合には、いじめ対策委員会を核として、緊急に会議を開催し、情報の共有を図るとともに、被害の生徒への支援、加害の生徒への指導、周囲の生徒へのケアについて、教職員の役割を明確化する。
- ③ いじめの事実が確認された場合は、区教育委員会指導室に報告する。また、いじめをやめさせるとともに、再発防止をするために、いじめ対策委員会の指導方針に基づき複数の教職員が共同し、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援およびいじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。なお、いじめを行った生徒への指導においては、教育上必要があると認めるときは、校長は当該生徒に対して適切な懲戒を加える。
- ④ 上記の③を行うに当たっては、いじめを受けた生徒の保護者といじめを行った生徒の保護者間で争いが起きないように、いじめの事案に係わる情報を保護者間で共有できるように努める。
- ⑤ 教育委員会の指導助言を得て、いじめの事案が犯罪行為として取り扱われるべきと認めた場合は、所轄警察署と連携して対処する。

(4) 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたり、相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがあると認められたりする場合には、次の対処を講じる。

- ①教育委員会と校長の協議による迅速な重大事態発生の判断を行い、重大事態発生の報告を直ちに教育委員会に報告する。
- ②学校の組織的対応による安全確保と不安解消のための支援を行い、保護者への対応方針及び対応経過の説明をする。また、学習支援員やSSWを含む関係機関と連携した支援を行う。
- ③加害生徒に対していじめの行為に対し毅然とした指導を行い、その生徒の保護者との協力関係を構築する。被害生徒が安心して学習できるようにならない場合は、必要に応じて加害生徒を別室で学習させる。さらに、教職員やスクールカウンセラー、警察、児童相談所等による更正への支援をする。場合によっては加害生徒に出席停止を命ずることもある。
- ④重大事態が報道される状況になった場合など、必要に応じて教育委員会と連携し、いじめ対策緊急保護者会等を開催し、学校サポートチームを核とした地域全体として問題解決にあたる。学校だけでは解決困難な状況においては、いじめ等の問題解決支援チームや専門家アドバイザースタッフ等の派遣を、教育委員会を通して依頼する。

5 教職員研修計画

いじめ防止対策研修会を年間3回以上実施する。

6 保護者との連携及び啓発推進に関する方策

- (1) 日ごろから学校いじめ防止基本方針等について保護者に説明するとともに、いじめ防止授業地域公開講座を実施するなど啓発に努める。
- (2) 年間を通じて教員及びスクールカウンセラーによる、保護者相談を実施する。
- (3) いじめを受けた生徒の安全確保のために状況をきめ細かく把握し、心理的ストレスなどを軽減するため、スクールカウンセラーなどを活用して被害を受けた生徒や保護者のケアを行う。
- (4) 加害行為を行った生徒を特定した上で、いじめをやめさせ、再発を防止するために、学校いじめ対策委員会が中心となって組織的、継続的に生徒の観察と指導を徹底して、保護者への指導や助言を行う。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) いじめについて早期に墨田区教育委員会指導室に報告するとともに、月例の生活指導主任会で情報を共有化し、助言を仰ぐ。
- (2) 犯罪行為や児童虐待などが疑われる場合は、学校サポートチームを通じて、警察やすみだ子育て総合支援センター、児童相談所、SSW、SCと情報を共有し、対応策を協議する。
- (3) 必要に応じてPTAや育成委員などと連携を図る。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 教職員と保護者、生徒による学校評価にいじめ防止対策に関わる項目を作り、アンケートを実施する。
- (2) いじめ対策委員会は、学校評価等の結果を活用して、本校のいじめ対策基本方針が生徒の実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直しを行う。
- (3) 学校いじめ対策に係る取組の改善策を全教職員が、自分の担当する教科・領域、分掌等の年間指導計画や自己申告に反映させる。